

【z276】病院等特殊業務手当（1）

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①専ら患者の診療に従事したとき	総合療育センター又は精神保健福祉センターに勤務する職員で医療職給料表（一）の適用を受ける職員	該当 （別掲）		該当 （別掲）	別記
②手術室において手術の補助の業務に従事したとき	総合療育センターに勤務する職員で医療職給料表（三）の適用を受けるもの				円／日 410
（別記） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員について、勤務一月当り支給額は、以下のとおり					
		総合療育センター		精神保健福祉センター	
	職務の級：4級	50,000		24,000	
	職務の級：3級	43,000		20,000	
	職務の級：2級	38,000		20,000	
	職務の級：1級	31,000		20,000	